

1. 目 的

新技術の導入や新材料が使用されることにより、新たな給水用具が製品化されている。これらの中には、給水装置の構造及び材質の基準（水道法施行令第5条。以下「構造・材質基準」という。）を満たしていても、その後の維持管理がなされていない場合は水の逆流による水質事故につながるおそれがある。

このため、本報告書では、給水用具のうち特に設置状態、製品の劣化、誤った使用方法などの理由で逆流するおそれがあるものについて維持管理が適正に行われるために、給水用具の製造者、第三者認証機関（（社）日本水道協会等）、指定給水装置工事事業者、給水装置工事主任技術者、水道事業者及び需要者がそれぞれの役割を明確にし、逆流による水質汚染事故を未然に防止するとともに、より一層の安全性の確保を図ることを目的とする。

2. 用語の定義

この報告書における用語の定義は以下による。

1) 製造者

「製造者」とは、構造・材質基準に適合した給水用具を製造する者、販売者が製造者に代わり構造・材質基準に適合していることを製造者自らが自己認証、あるいは第三者認証において証明し、販売する者をいう。

2) 自己認証

「自己認証」とは、製造あるいは販売しようとする給水用具が、構造・材質基準に適合していることを自己で証明することをいう。

3) 第三者認証機関

「第三者認証機関」とは、製造あるいは販売しようとする給水用具が、構造・材質基準に適合していることを製造者に代わり証明行為を行う機関をいう。

4) 指定給水装置工事事業者

「指定給水装置工事事業者（以下「工事事業者」という。）」とは、水道事業者の給水区域において構造・材質基準に適合することを確保するため、水道事業者が給水装置工事を適正に施工することができると認め、指定された者をいう。

5) 給水装置工事主任技術者

「給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）」とは、厚生労働大臣が行う給水装置工事主任技術者試験に合格し給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者で、

指定給水工事事業者の選任を受け、給水装置工事の技術上の管理や従事者の指揮監督等水道法第 25 条の 4 第 3 項に掲げる職務を行う者をいう。

6) 水道事業者

「水道事業者」とは、厚生労働大臣等の水道事業の経営認可を受けた者をいう。

7) 需要者

「需要者」とは、給水装置の所有者又は使用者をいう。

8) 給水装置

「給水装置」とは、需要者に水を供給するため水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結した給水用具をいう。

9) 給水用具

「給水用具」とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取り外し可能な状態で接続される用具は含まれない。

10) クロスコネクション

「クロスコネクション」とは、当該給水装置以外の水管その他の給水用具でない設備と直接連結することをいう。

11) 負圧破壊装置（大気圧式バキュームブレーカ）

「負圧破壊装置（大気圧式バキュームブレーカ）」とは、給水装置において負圧による逆流を防止するために、負圧部分へ自動的に空気を導入する機能を持った器具で、常時水圧のかからない部分に設けるものをいう。